



こうつうじ こ
5 交通事故

そんがいばいしょう さんていほうしき
5-3 損害賠償と算定方式

そんがいばいしょう
(1) 損害賠償

こうつうじ こ ひがいしゃ せいきゆう そんがいばいしょう おお わ つぎ
交通事故で被害者になったときに請求できる損害賠償には大きく分けて次の4つがあります。

ちりょうかんけいひ ・ 治療関係費	きゅうぎょうそんがいほししょう ・ 休業損害補償
いしやりよう ・ 慰謝料	しぼう こういしょうがい ほししょう いっすりえき いしやりよう ・ 死亡や後遺障害による補償(逸失利益・慰謝料)

このうち、午前8時から午後5時までに事故に遭った場合には休業損害補償で補償されますが、それ以外の時間では、慰謝料が適用されます。

そんがいばいしょう さんていほうほう
(2) 損害賠償の算定方法

そんがいばいしょう さんていほうほう じばいせきほけん にんいほけん べんごしかい さんしゅつほうほう ちが
損害賠償の算定方法には自賠償保険、任意保険、弁護士会の算出方法によって違いがあります。

じばいせきほけん 自賠償保険 ばあい の場合	ちりょうきかんちゅう ちりょうひ ほししょう じょうげん まんえん いがい こういしょう のこ 治療期間中の治療費などの補償は上限が120万円です。それ以外に後遺症が残った ばあい こういしょう とうきゆう ほけんきん しはら じばいせきほけん ひがいしゃがわ じゅうだい 場合は後遺症の等級によって保険金が支払われます。自賠償保険は被害者側に重大 な過失がない限り、基本的にカットされることはありませんが、ほとんどが治療費につかわ れ、休業補償や慰謝料がわずかしか残らない場合も多くあります。
にんいほけん 任意保険	かがいしゃ かにゅう にんいほけん じょうげん 加害者が加入している任意保険によって上限があります。
べんごしかい 弁護士会の 算出方法	にほんべんごしかい みにんじ そししょう さい さんてい ほうほう 日本弁護士会が民事訴訟の際に算定している方法。 こうつうじ こ せきん かがいしゃがわ おお ひがいしゃがわ おお はんたん かしつ また、交通事故の責任が、加害者側に多いのか、被害者側に多いのかを判断する「過失 わりあい かんが かつ わりあい おう そんがいばいしょうがく か 割合」という考え方があり、その過失割合に応じて損害賠償額は変わってきます。